

<行政評価局調査のフォローアップ実績(平成23~25年度)>

目次

(平成23年度)

- 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価 … 1
- 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 … 2
- 世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価 … 3
- 契約における実質的な競争性の確保に関する緊急実態調査
—物品調達を中心として— … 4
- 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視
—道路橋の保全等を中心として— … 5
- 薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視
—需要根絶に向けた対策を中心として— … 6
- 雇用保険二事業に関する行政評価・監視 … 7
- 在外公館に関する行政評価・監視 … 8
- 国の行政機関の法令等遵守(会計経理の適正化等)に関する調査 … 9

(平成24年度)

- 気象行政評価・監視 … 10
- 貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視 … 11
- 製品の安全対策に関する行政評価・監視 … 12
- 食品表示に関する行政評価・監視—監視業務の適正化を中心として— … 13
- 職員研修施設に関する調査 … 14
- ホームページのバリアフリー化の推進に関する調査 … 15

(平成25年度)

- バイオマスの利活用に関する政策評価 … 16
- 食品流通対策に関する行政評価・監視
—食品の流通部門の構造改善に係る事業を中心として— … 17
- 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視 … 18
- 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査 … 19

(注) 各年度において2回目のフォローアップを実施したテーマ。

「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」の結果に基づく勧告に伴う 政策への反映状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】国土交通省、法務省 【勧告日】平成21年3月3日
【回答日】国土交通省：平成21年9月2日、法務省：平成21年9月1日
【2回目の回答日】国土交通省：平成23年4月25日、法務省：平成23年4月22日

平成21年3月の勧告に対し、関係省が講じた措置を公表するもの
国土交通省では、本政策に関し、今回の東日本大震災を踏まえ、復興に併せた観光振興への取組を積極的に進めていくこととしている。

1 評価概要

総務省は、「外国人が快適に観光できる環境の整備」に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施し、評価結果を踏まえ、国土交通省及び法務省に対し、下記のような事項を勧告
この勧告に対し、1回目のフォローアップ以降、両省がどのような政策への反映を講じたか、その結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び関係省が講じた政策への反映状況

(1) V J C事業の効果的・効率的な実施（国土交通省）

勧告事項

- V J C事業の広域化、複合化を推進するため、より戦略的に実施
- V J C事業の選定に当たって勘案すべき要素を明確化した上で、成果が期待できる国内地域を事業対象地域として選定
(注) V J C：ビジット・ジャパン・キャンペーン（訪日促進キャンペーン）

回答

平成22年度及び23年度事業実施方針において、①市場ごとの特性を踏まえたマーケット志向の事業であること、②広域での事業構築・展開が図られていること、③事業の総合化が図られていること等の基準を設け、引き続き事業の戦略的な実施に努力

(2) 出入国手続の円滑化（法務省）

勧告事項

審査ブース及び入国審査官の配分（配置）が最適であるかを更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を実施

回答

平成22年度から、出入国手続に関する案内員（審査ブースコンシェルジュ）を地方空港へも拡大して配置し、審査場入口での乗客の振り分け、バイオ機器操作の補助（注）等を行い、入国手続を円滑化（時間短縮）
(注) 上陸審査を受ける外国人に対し個人識別情報取得に係る機器の操作説明等を行うこと。

(3) 外国人旅行者に対する接遇の向上（国土交通省）

勧告事項

- 国際観光の振興に寄与することを目的とする国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館の一部において、外国語による接遇を行っていない原因を分析し、当該登録制度を有効に機能させるための必要な措置を実施
- 通訳案内士の活動機会の拡大が不十分となっている原因を分析し、通訳案内士の活動機会が一層拡大されるような施策を検討

回答

- 検討会を開催し、平成22年3月に、円滑なコミュニケーションの実現等の今後の取組の方向性等を取りまとめ。
平成22年度は、ホテル・旅館の従業員を対象に、訪日中国人旅行者を迎えるに当たっての基礎的な知識・スキルを習得するためのセミナー等を実施
- 検討会における検討結果を踏まえ、有償ガイドを通訳案内士以外にも認めることについて、今国会提出の総合特別区域法案の成立後、これに基づき、できるだけ早期に措置

※ 政策評価の要旨及び評価書は、総務省ホームページに掲載しています。

「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」の結果に基づく勧告に伴う
政策への反映状況（2 回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省
【勧告日】平成 21 年 5 月 26 日、【回答日】平成 21 年 11 月 16 日～11 月 26 日
【2 回目の回答日】平成 23 年 5 月 6 日～5 月 12 日

1 評価概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施し、その結果に基づき、下記 2 ①、②等について勧告

この勧告に対し、1 回目のフォローアップ以降関係 6 府省がどのような政策への反映を講じたか、その結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び関係府省が講じた政策への反映状況

① 通報及び相談の効果的な実施の推進

勧告事項

配偶者からの暴力に関する通報及び相談件数の動向を的確に把握するため、市町村等が受け付けた相談件数についても把握に努めること（内閣府）

回答

平成 23 年 2 月から、全都道府県・市町村を対象として、相談の受付体制、窓口開設状況等に関する調査を実施。今後、同調査の結果を踏まえ、都道府県・市町村における相談対応の強化を促進していく予定

② 被害者の保護及び自立支援の充実

勧告事項

1 被害者の就業促進施策の効果を測定する指標を設定し、定期的にその実績を把握すること（厚生労働省）

回答

1 DV被害者に対する就業支援の状況について、平成 21 年度以降、厚生労働本省に定期的に報告。その実績は下表のとおり

表 DV被害者に対する支援実績

区分	21 年度下半期	22 年度上半期
新規求職件数	328 件	351 件
就職件数	133 件	123 件
公共職業訓練受講あつせん件数	28 件	30 件
基金訓練受講勸奨通知書交付件数	22 件	42 件

(注)「基金訓練」は、雇用保険を受給できない離職者(受給終了者を含む。)に対して、専修・各種学校、教育訓練企業などが、中央職業能力開発協会により計画の認定を受けて行う職業訓練(平成 21 年創設)

2 被害者の公営住宅への優先入居等の措置を講じていない都道府県等に対し、住宅事情等を勘案しつつ、当該措置を導入するよう要請すること（国土交通省）

2 引き続き、都道府県等に対して要請を実施。その結果、下表のとおり、優先入居等が増加

表 DV被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況(都道府県、政令市)

区分	平成 20 年	21 年	22 年
優先入居	380 戸	428 戸	507 戸
単身入居	72 戸	104 戸	98 戸
目的外使用	10 戸	110 戸	143 戸

(注)20 年と 22 年は 12 月 1 日現在、21 年は 11 月 1 日現在

その他、子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等の制限、関係機関の連携の推進等について勧告

※ 政策評価の要旨及び評価書は、総務省ホームページに掲載しています。

「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価」の結果に基づく勧告に伴う 政策への反映状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】総務省、経済産業省 国土交通省、環境省	【回答日】総務省 : (1回目) 平成22年3月25日 (2回目) 平成23年5月25日 経済産業省 : (1回目) 平成22年3月29日 (2回目) 平成23年5月31日 国土交通省 : (1回目) 平成22年3月26日 (2回目) 平成23年5月27日 環境省 : (1回目) 平成22年3月26日 (2回目) 平成23年5月27日
【勧告日】平成21年6月26日	

1 調査概要

総務省は、平成16年度から総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省が政策群として実施している「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」について、総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施

「平成22年度までに、実用段階にある低公害車（※）をできるだけ早期に1,000万台以上普及」という政策目標は、平成17年度に達成しており、運輸部門におけるCO₂排出量削減等に一定の成果

他方、次のような課題あり、評価結果を踏まえ、関係省に対し、下記のような事項を勧告

- ・ 政策目標の達成は、主として低燃費かつ低排出ガス認定車の保有台数の増によるもの。低燃費かつ低排出ガス認定車は技術的に1台当たりのCO₂、NO_x・PMの削減量に限界
- ・ 一方、他の低公害車等には、CO₂排出量等が少ないなどの長所がある反面、車両価格が高いなどの課題あり。また、それぞれの開発・実用化の段階に差
- ・ 政策目標とその実現手段は、低公害車等ごとの特性、関連する技術開発の動向等を踏まえ、効果的かつ効率的で実効性のあるものとする必要がある

この勧告に対し、1回目のフォローアップ以降、関係省がどのような政策への反映を講じたか、その結果を公表するもの

（※） 実用段階にある低公害車とは、天然ガス（CNG）自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車をいう。

2 主な勧告事項及び関係省が講じた政策への反映状況

勧告事項	回答
<p>世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策について、より効果的かつ効率的で実効性のあるものとするため、低炭素社会の実現等環境政策やエネルギー政策の方向性を踏まえ、政策目標を含め政策体系を再構築すること。</p> <p>その際には、</p> <ol style="list-style-type: none">① 低公害車等ごとの特性等を踏まえ、事務・事業の重点的な実施等について、関係省が連携・協力して検討すること。② 特に電気自動車及び燃料電池自動車に関する事務・事業については、より効果的で実効性のあるものとする。③ 実施する施策については、あらかじめ適切な指標を設定した上で、定期的に見直しを行うこと。	<p>平成21年9月の国連気候変動首脳会議等において、我が国の温室効果ガス排出量を2020（平成32）年までに1990（平成2）年比で25%削減するとの目標を表明。</p> <p>次世代自動車等（※1）の普及は、温室効果ガス排出量を削減するための方策の一つであり、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」及び「エネルギー基本計画」において、乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を、2020（平成32）年までに最大で50%、2030（平成42）年までに最大で70%とすること、先進環境対応車（ポスト・エコカー）（※2）について、2020（平成32）年において乗用車の新車販売に占める割合を80%とすること等の目標を設定。</p> <p>現在、関係省では、「エネルギー基本計画」等に基づき、次世代自動車等の普及促進を図るため、低公害車等ごとの特性等を踏まえ、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車の導入費用の一部並びに充電設備等の設置費用の一部補助、燃料電池自動車・水素供給インフラの本格的な実用化等を見据えた研究開発等、自動車重量税及び自動車取得税の減免措置などの取組を実施。</p> <p>これらの普及促進策については、事業の実施状況等を踏まえつつ、その実現手段の見直し、定期的な効果測定の方法とそのための指標を設定。</p> <p>（※1） 次世代自動車とは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等をいう。</p> <p>（※2） 先進環境対応車（ポスト・エコカー）とは、次世代自動車及び将来において、その時点の技術水準に照らして環境性能に特に優れた従来車をいう。</p>

※ 政策評価の要旨及び評価書は、総務省ホームページに掲載しています。

「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査—物品調達を中心として—」の結果に基づく大臣通知に対する各府省の改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【通知先】全府省（17府省）
【通知日】平成21年11月30日

【1回目の回答日】平成22年5月28日～6月8日
【2回目の回答日】平成23年8月5日～8月12日

1 調査概要

総務省は、各府省における契約の競争性確保の徹底を図る観点から、物品調達に係る一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため緊急に調査を実施し、平成21年11月30日に全府省（17府省）に対し、調達物品の性能仕様の適切化など、今後取り組むべき課題について通知この総務大臣通知に対し、全府省が講じた改善措置のその後の状況を公表するもの

2 主な指摘事項及び各府省が講じた改善措置状況

全府省が総務大臣通知に基づき、引き続き、公共調達における一層の競争性・透明性の確保に向けた取組を推進。個別の指摘、課題に対する各府省の改善措置は、以下のとおり。

なお、大臣通知において指摘した11府省123件の個別事例は、全て1回目のフォローアップまでに改善措置済み。

(1) 調達物品の性能仕様の適切化

指摘事項

- ・ 調達物品に求める性能等を仕様書に定めるときは、外部有識者等の幅広い意見聴取、審査委員会等での検討を行うなど、調達要求部署や会計担当部署以外の意見を可能な限り反映させるようにすべき。（4府省14件）
- ・ 入札前に性能審査を実施する場合には、その実施方法、審査基準等を入札説明書等に具体的に示し、事業者に周知すべき。（1府省1件）

措置状況

- ・ 各府省に設置された契約監視委員会、予算監視・効率化チーム等において、調達物品の性能仕様について、事前又は事後に審査、点検を実施（全府省）
- ・ 契約担当職員や新任職員を対象とした研修においてケーススタディ等を実施（1府省）

(2) 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守

指摘事項

内外の供給者による市場参入機会の拡大が図られ、実質的な競争性が十分に確保されるよう、政府調達に係る案件については、「政府調達に関する協定」、「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」等の手続の遵守を徹底すること（2府省5件）

措置状況

- ・ 会計担当職員向けの研修等において、政府調達に関する手続を周知徹底（4府省）
- ・ 政府調達に係る手続の運用状況について、内部監査の重点項目化（1府省）

(3) 予定価格の適切な設定

指摘事項

予定価格については、情報収集等に要するコストを勘案しつつ、市場価格、他機関の契約金額等の情報を幅広く収集し、それらを比較・検討した上で、設定すること（7府省10件）

措置状況

各府省に設置された契約監視委員会等において、予定価格の積算方法等について、事後点検を実施（13府省）

(4) その他の問題点等

指摘事項

- ① 競争性が十分に確保されるようにするため、過度の制約とならないよう「官庁の受注実績」等の競争参加資格を見直すべき。（5府省86件）
- ② 契約の透明性を確保するため、政府として取り組むこととされている契約に係る情報の公表を更に徹底する必要がある。（3府省7機関）

措置状況

- ① 各府省に設置された契約監視委員会等において、競争入札等の参加に係る条件等について、事前又は事後点検を実施（15府省）
- ② 1件100万円以上の支出案件について、インターネット専用サイトを通じた検索を可能とするとともに、予定価格を原則公表（1府省）

※指摘事項及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視一道路橋の保全等を中心として」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】国土交通省、農林水産省 【1回目の回答日】平成22年10月4日、7日
【勧告日】平成22年2月5日 【2回目の回答日】平成23年12月2日、8日

1 調査概要

総務省は、社会資本のうち道路橋、農道橋及び林道橋の効率的な維持管理の推進及び安全性・信頼性の確保を図る観点から、調査を実施

調査の結果、①ライフサイクルコストの縮減効果の把握が不十分、②定期点検・補修等の実施が不十分、③橋梁の維持管理に必要な基礎データの整備が不十分などの課題がみられ、平成22年2月5日、国土交通省及び農林水産省に対して、その改善措置について勧告

この勧告に対し、国土交通省及び農林水産省が講じた改善措置のその後の改善状況を公表するもの

2 主な勧告事項及び各省が講じた改善措置状況

(1) 橋梁アセットマネジメントの取組（長寿命化対策）の推進

勧告事項

(国土交通省)

- ① 直轄道路橋の中長期的なライフサイクルコストの最小化を図るため、橋梁マネジメントシステムの高度化を図ること
- ② 長寿命化修繕計画の策定を推進するため、引き続き地方公共団体に対する講習会等を開催すること

(農林水産省)

- ① 農道橋について、ライフサイクルコストの縮減を図る観点から、地方公共団体に対して、予防保全的な維持管理の有効性に係る周知等を行い、農道保全対策事業（点検診断事業）の活用を促進すること
- ② 林道橋について、地方公共団体等とともに、ライフサイクルコストの縮減に向けた管理手法の導入を検討すること

その後の改善状況

(国土交通省)

- ① ライフサイクルコストの最小化を図るため、将来の橋梁状態を予測し、今後必要となる維持管理費及び橋梁の健全度を推計するシステムを開発中
- ② 引き続き、長寿命化修繕計画の策定に関する講習会を開催

(農林水産省)

- ① 農道橋について、都道府県等と意見交換を実施し、農道保全対策の現状と課題を把握。また、保全対策計画を充実するための手法等を整理し、地方公共団体に対し情報提供
- ② 林道橋について、市町村等に対し、点検・補修等が体系的かつ適正に実施されるよう依頼。また、先進的な地方公共団体における林道橋のライフサイクルコスト縮減の算定例等を情報提供

(2) 橋梁の安全性及び信頼性の確保

勧告事項

(国土交通省)

- ① 地方公共団体と連携し、橋梁のデータベース化などの検討を行った上で必要な情報の共有化を図ること
- ② 地方公共団体に対し、i) 点検方法、損傷に関する知識の習得などの技術支援を行うこと、ii) 国土交通省と鉄道事業者との間で定期点検等の実施における基本的ルールを定めるなど、必要な調整を行うこと

(農林水産省)

- 農道橋及び林道橋について、i) 台帳の整備方法、点検手法等を検討すること、ii) 地方公共団体が点検及び補修等を円滑に実施できるよう必要な情報を提供すること

その後の改善状況

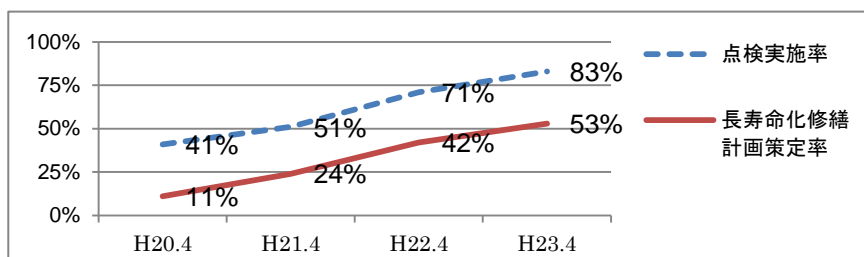
(国土交通省)

- ① 全国統一の橋梁データベースの構築に向け、システムを設計し、地方整備局等において試行運用中
- ② 引き続き、点検方法、損傷に関する知識の習得等のための講習会を開催。引き続き、基本的なルールを定めるための調整を実施し、新幹線と交差する橋梁の点検を推進

(農林水産省)

- ① 農道橋について、点検方法や保全対策などの実施事例を収集し、地方公共団体に対し情報提供
- ② 林道橋について、市町村等に対し、維持管理を体系的かつ適切に実施するよう依頼。併せて、林道橋の点検内容・頻度、点検・補修等の履歴を記載するための「林道橋カルテ」を作成し、周知

〈参考〉地方公共団体が管理する道路橋の長寿命化修繕計画の策定率及び点検の実施率の推移（橋梁ベース）



(注) 国土交通省資料に基づき、当省が作成した。



(注) 橋梁の点検の実施状況。国土交通省資料による

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

「薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視一需要根絶に向けた対策を中心として」
結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、文部科学省、厚生労働省
【勧告日】平成22年3月26日
【1回目の回答日】平成22年9月27日～10月6日
【2回目の回答日】平成23年12月12日～12月19日

I 調査概要

昨今の薬物乱用の状況を踏まえ、再乱用防止対策や事前防止対策など需要根絶に向けた対策の実施状況を調査し、①初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の推進、②刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）における薬物依存離脱指導の徹底、③矯正施設及び保護観察所の連携の強化、④薬物依存症者、その家族等に対する支援の推進、⑤学校における事前防止対策の推進などを内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、文部科学省、厚生労働省に勧告
この勧告に対し、各府省が講じた改善措置のその後の状況を公表するもの

II 主な勧告事項及び関係府省が講じた改善措置状況

1 再乱用防止対策の推進

(1) 初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の推進

<p>勧告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑事施設又は留置施設に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する各種資料の配布・貸与など希望を前提とした援助、初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の取組の実施など、未決拘禁の段階からの取組について検討（国家公安委員会（警察庁）、法務省、厚生労働省） 	→	<p>措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 再乱用防止対策用のパンフレットを作成し、即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者等に対して未決勾留期間中に閲覧させ又は配布するとともに、全都道府県警察の留置施設に備付け（国家公安委員会（警察庁）） 未決拘禁者を収容する全刑事施設（69）に、2,653冊の薬物事犯容疑の未決拘禁者用書籍の整備等（法務省） 地方厚生局麻薬取締部において、初犯の薬物事犯者に対し、再乱用防止対策プログラムを開始（厚生労働省）
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 刑事施設における薬物依存離脱指導の徹底

<p>勧告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> A指標受刑者について、刑事施設又は保護観察所の少なくともいずれかの機関における再乱用防止に関する指導の実施の確保（法務省） 	→	<p>措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑事施設（78）（薬物依存離脱指導実施庁）に、平成23年度から、薬物事犯者処遇カウンセラーを配置し、また、教育専門官36名の増員等により、刑事施設における薬物依存離脱指導を推進 ※ 刑事施設におけるA指標受刑者に対する薬物依存離脱指導実施率 平成20年度出所者74.2%（調査対象7刑事施設） ⇒ 22年度出所者84.4%（78刑事施設）
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 矯正施設及び保護観察所の連携の強化

<p>勧告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑事施設における処遇結果等、共有すべき情報内容の検討・整理、情報提供の仕組みの見直し（法務省） 仮釈放されるA指標受刑者のうち刑事施設で薬物依存離脱指導が受けられなかった者について、保護観察所において薬物の再乱用防止に関する指導を受けることができるようにすること（法務省） 	→	<p>措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> システム上での情報共有の方策、共有すべき処遇内容等について協議・検討を実施（新たなシステムは平成24年度から稼働予定） 薬物事犯者全般を対象とする社会内処遇における専門的処遇プログラムを開発中（平成24年度から試行予定）。また、施設内処遇と社会内処遇の一貫性を考慮した処遇教材を、矯正局及び保護局で共同開発予定
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 薬物依存症者、その家族等に対する支援の推進

<p>勧告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 治療プログラムの確立、治療・支援の体制の充実、治療プログラムに関する情報の共有化（厚生労働省） 精神保健福祉センターによる家族教室の開催を支援するため、都道府県及び政令指定都市に対し、家族教室の開催方法等の情報提供（厚生労働省） 	→	<p>措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働科学研究において薬物依存症の治療プログラムの効果について検証中。研究状況をホームページに掲載し、地方公共団体等に対し情報提供 薬物中毒対策連絡会議において、家族教室の開催や個別相談の活用に関する効果的事例の情報提供を実施
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 学校における事前防止対策の推進

<p>勧告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学・高校における薬物乱用防止教室の実施の徹底を図るための具体策の実施（文部科学省） 大学等における先進的な薬物乱用防止の取組事例の把握・情報提供の充実（文部科学省） 	→	<p>措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止教育の充実強化のため、平成23年度末に全国の高等学校等に薬物乱用防止啓発DVDを配布予定 ※ 小・中・高等における薬物乱用防止教室の実施率 平成20年度47.0% ⇒ 22年度：69.3% 啓発パンフレット等の配布、大学等の学生支援担当職員を対象とした研修会等での指導等を実施 ※ 大学における入学時のガイダンスを活用した指導の実施率 平成20年度38.1% ⇒ 22年度：81.8%
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

「雇用保険二事業に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告に 対する改善措置状況（2 回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】厚生労働省 【1 回目の回答日】平成 22 年 12 月 13 日
【勧告日】平成 22 年 1 月 22 日 【2 回目の回答日】平成 24 年 1 月 18 日

1 調査概要

総務省は、雇用保険二事業（雇用安定事業と能力開発事業）の一層の効果的・効率的な実施の推進、利用者の利便性の一層の向上等を図る観点から調査を実施

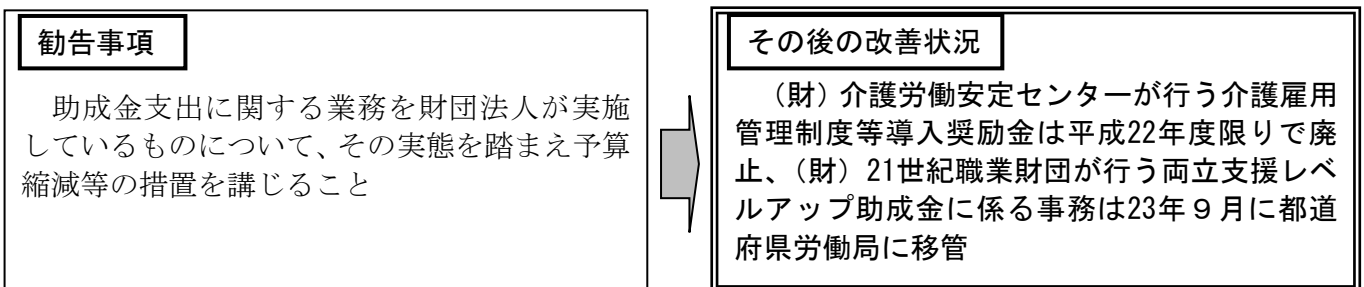
調査結果を踏まえ、①事業実績が低調、②添付書類が過大など申請者の負担となっている、③職業相談員の業務の実績が低調などの課題がみられ、平成 22 年 1 月 22 日、厚生労働省に対して、その改善措置について勧告

この勧告に対し、厚生労働省が 1 回目の回答後に講じたその後の改善措置状況を公表するもの

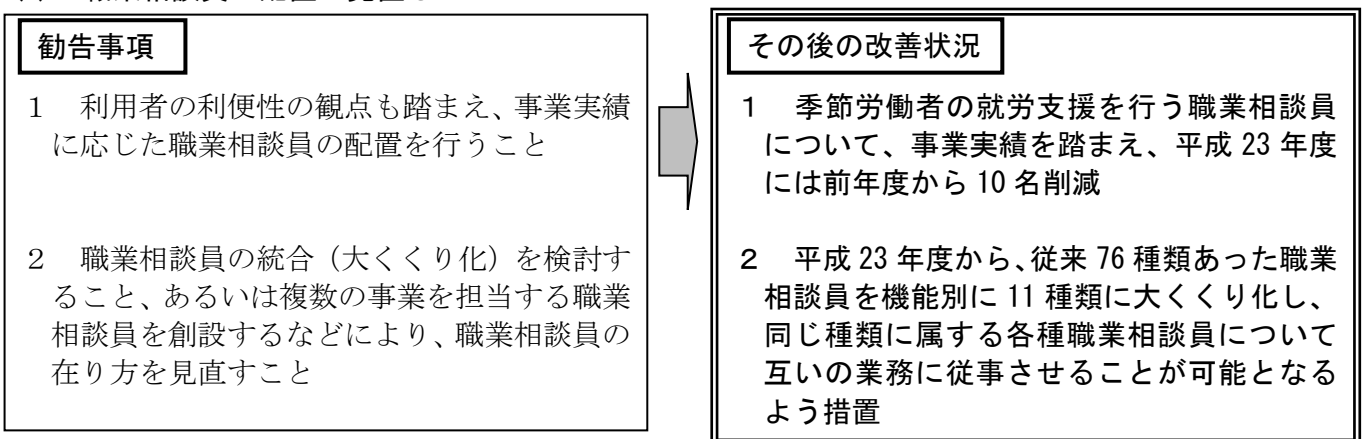
なお、1 回目の回答までに、事業実績が低調な事業の廃止、事業内容が類似する事業の整理・統合、添付書類の簡素化等については措置済み

2 主な勧告事項及び厚生労働省が講じた改善措置状況

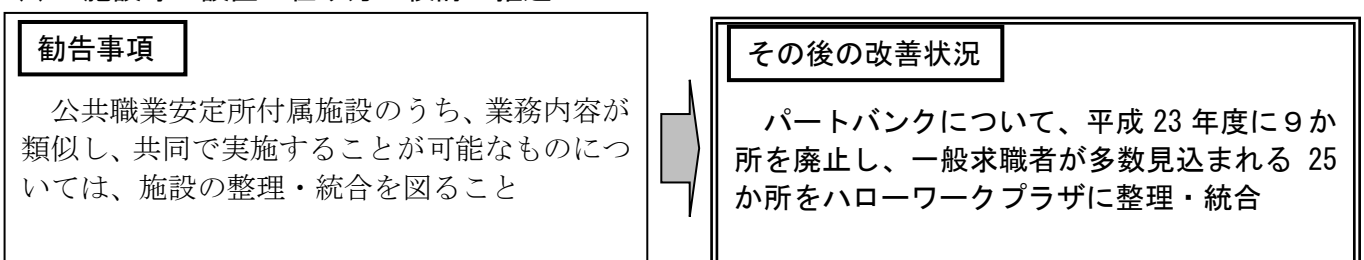
(1) 事業の効果的・効率的な実施の推進



(2) 職業相談員の配置の見直し



(3) 施設等の設置の在り方の検討の推進



※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

「在外公館に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告に対する
改善措置状況（2 回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】 外務省 【1 回目の回答日】 平成 22 年 12 月 10 日
【勧告日】 平成 22 年 5 月 7 日 【2 回目の回答日】 平成 24 年 2 月 16 日

1 調査概要

外務省は、平成 19 年度から 21 年度までの間に、毎年 4 ないし 6 大使館を設置するなど在外公館の整備を推進。他方、在外公館の維持・運営に関する経費について、平成 21 年 11 月の行政刷新会議の事業仕分けで「見直しを行う」との評価結果

このような状況を踏まえ、近年設置された在外公館の設置後の状況変化、業務の実施体制及び実施状況等を調査し、①在外公館の見直しの計画的な推進、②業務の実施体制の見直し及び業務の効率的・効果的な実施等について勧告

この勧告に対し、外務省がどのような改善措置を講じたか、2 回目のフォローアップ結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び外務省が講じた改善措置状況

① 在外公館の見直しの計画的な推進

勧告事項

- 1 当省の調査結果も踏まえて、在外公館の見直しを計画的に推進。その際、新設在外公館は、一定期間経過後に設置効果を測定、他の在外公館は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その役割や業務の実施体制を見直し
- 2 在济州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館は、設置後の社会経済情勢の変化を踏まえ、業務の実施体制を見直し

2 回目のフォローアップ結果

- 1 勧告を踏まえ、次のとおり、在外公館の設置の見直しを実施
平成 23 年度：5 在外公館（在ジャカルタ総領事館、在マニラ総領事館、在ポートモレスビー総領事館、在リマ総領事館、在ロンドン総領事館）を廃止
平成 24 年度：2 在外公館（在ポートランド総領事館、在ハンブルク総領事館）を廃止予定
- 2 在济州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館は、平成 23 年度に各 2 人の定員を合理化

② 業務の実施体制の見直し及び業務の効率的・効果的な実施

勧告事項

- 1 在外公館における欠員の発生状況やそれによる支障の有無を十分把握・検討し、合理的な理由がないまま欠員が常態化している場合は、速やかに定員を削減
- 2 在外公館における広報文化業務の実施体制及び実施状況を的確に把握・分析し、他の在外公館に比べ実績が乏しい在外公館に対しては、必要な指導を強化

2 回目のフォローアップ結果

- 1 在外公館全体として、平成 23 年度に 70 人の定員合理化等を行っており、24 年度は 65 人を合理化予定
今後も在外公館における欠員の発生状況やそれによる支障の有無を把握・検討し、合理化が可能な在外公館について、合理化を実施
なお、欠員が常態化している 5 在外公館のうち 3 在外公館について、平成 23 年度に計 5 人の定員を合理化。平成 24 年度は、上記 5 在外公館のうち 1 在外公館について、1 人合理化予定
- 2 広報文化交流定期報告書について、報告内容の充実を図り、業務実施状況のより詳細な把握を実施
報告内容の分析の結果、現地の政情不安等の特殊事情により、積極的に事業を行い得ない一部の公館を除く全ての公館において、前年度に比して事業実施件数が増加するか、現地の事情に合わせた工夫ある取組を実施

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査」の結果に基づく
勧告に対する改善措置状況（2 回目のフォローアップ）等の概要（ポイント）

【勧告先】全府省（17 府省） 【1 回目の回答日】平成 23 年 1 月 5 日～2 月 1 日
【勧告日】平成 22 年 7 月 13 日 【2 回目の回答日】平成 24 年 2 月 14 日～2 月 22 日

1 調査概要

平成 21 年 3 月に行った「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」の勧告のフォローアップ（当初平成 22 年 9 月に予定）について、依然として国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、これを 6 月に前倒するとともに、各府省における不適正な会計経理の防止対策の実施状況を追加調査

調査結果に基づき、①法令等遵守態勢の改善の推進、②会計経理の適正化対策の推進等を勧告。今回は、2 回目のフォローアップ結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び関係府省が講じた改善措置状況等

① 国の行政機関の法令等遵守態勢に関する勧告事項の改善の推進

勧告事項

平成 22 年 5 月末時点で、国家公務員倫理法関係（倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握等）、セクハラ防止（研修等防止対策の実施等）、内部通報制度（通報窓口の周知等）、非違行為対応（量定基準の策定等）、これら取組の定期的な検証・評価による取組の強化に係る事項について、改善措置を検討中であるなど、改善があまり進んでいないものが 41 事項あり、改善を促進することが必要（14 府省）

2 回目のフォローアップ結果

41 事項（14 府省）のうち 14 事項（10 府省）については、前回回答時にすでに改善済み
前回回答時に、一定の改善措置が採られていた 26 事項（13 府省）については、例えば、コンプライアンス担当者ネットワークを組織し、意見交換及び情報共有を行うなど、更なる改善措置が推進
前回回答時に、内部通報手段等の明確化について検討中であった 1 事項（1 府省）においては、23 年度内に内部規則を整備予定

② 国の行政機関の会計経理の適正化対策の推進

勧告事項

- 各府省は、年度末の予算使い切りという慣習を是正するため、「不要不急の物品購入等を行わないこと。また、需要が必ずしも明確でないにもかかわらず全額消化すべきとの指示をしないこと」との政府方針を踏まえた取組を徹底（全府省（17 府省））
- 補助金に関して特段の不適正な会計経理防止対策を講じていない府省は、必要な対策を講ずること（7 府省）
- 内部監査（会計監査）においては、国の行政機関が自ら執行する物品・役務の公共調達における不適正な会計経理の問題を重点的に監査することとし、その旨を監査計画等に明確に定めるとともに、監査手法を充実するなどにより、内部監査（会計監査）を強化（8 府省）

2 回目のフォローアップ結果

- 前回回答時は 7 府省において、年度末における予算の適正な執行について職員に周知・徹底しその意識改革を図るための会議、研修等を実施。今回は 12 府省で会議・研修を実施（又は予定）
また、全府省で予算監視・効率化チームによる予算執行計画が策定され、これに基づく予算執行の進捗状況の把握・管理、年度末の評価を徹底して実施
- 7 府省のうち 5 府省は前回に引き続き補助金に係る会計監査等を実施。残る 2 府省も、23 年度中に補助金に係る事項への会計監査を実施（又は予定）
- 8 府省のうち 7 府省は、前回回答時に監査手法の充実を図っており、引き続き監査を実施。残る 1 府省も内部監査マニュアルを作成し内部監査を強化

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

「気象行政評価・監視」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (2回目のフォローアップ)の概要(ポイント)

【勧告先】国土交通省 【1回目の回答日】国土交通省：平成23年6月17日
【勧告日】平成22年11月26日 【2回目の回答日】国土交通省：平成24年6月18日

1 調査概要

気象庁における警報等の適時かつ的確な実施、業務の信頼性の向上及び組織・業務運営の効率化等並びに民間気象事業者等の健全な発展を図る観点から調査を実施

調査結果を踏まえ、①予測技術の精度向上等の一層の取組、②民間気象事業者に係る予報業務の範囲等、審査基準の見直し、③空港出張所等の業務の合理化・効率化などの課題について勧告

この勧告に対し国土交通省(気象庁)が講じた改善措置のその後の改善状況を公表するもの

2 主な勧告事項及び国土交通省が講じた改善措置状況

(1) 防災気象情報の適時かつ的確な発表等

勧告事項

- 大雨警報等について、解析雨量(注)等の精度向上の取組の一層の推進。発表の際の事前準備等の徹底
- アメダス観測所等における観測環境の改善等に係る対応基準等の明確化
- 緊急地震速報の高度化や仕組み・活用方法等の周知啓発の一層の推進
- 遠方で発生した地震に対する津波警報等の精度向上のため、改良後のシミュレーションシステムの運用開始の早期化
- システム障害や人為的ミスの発生防止等、業務信頼性向上対策のための取組事項について確実な実施の徹底・指導

(注) 解析雨量とは、雨量計と気象レーダーの観測結果を組み合わせて1時間降水量の分布を求め、降雨の実態を把握するもの

その後の改善状況

- 解析雨量の計算・処理手順(アルゴリズム)を改良し、平成24年6月から導入。また、予報担当者等を対象とした予報技術検討会等を開催
- アメダス観測所周辺の観測環境が変化した場合の対応方針を定め、官署に通知(23年11月)
- 多機能型地震計を23年度に16台設置し、24年度に更に34台設置予定。これらを順次緊急地震速報に活用予定
また、緊急地震速報の全国的な訓練を実施(23年12月)
- 高精度な津波数値シミュレーション計算を実施し、遠地津波データベースを修正。24年度から、より精度の高い津波警報等を実施予定
- 気象庁業務信頼性向上対策要綱に沿って、活動方針を策定(23年6月)し官署に通知。この中で東北地方太平洋沖地震により発生した機器障害等への対応の評価結果を踏まえ、観測施設の整備時の検査・確認等の徹底を重点的な活動方針とすることを決定

(2) 民間気象事業者等の健全な発展等

勧告事項

- 国民のニーズ及び民間気象事業者の意見等を勘察し、予報業務の範囲等、審査基準の見直し
- 指定試験機関等への立入検査について、実施要領を作成した上での確実な実施

その後の改善状況

- 10日間先までの日々の予報を認める等審査基準の見直しを行い、24年3月1日から実施
- 立入検査実施要領を定め、同要領に基づき、支援センターに対する検査を実施(23年4月)。今後も引き続き定期的な立入検査(2年に1回)を実施

(3) 組織及び業務運営の合理化・効率化

勧告事項

- 航空関係者に対する適切な気象情報の提供を前提として、空港出張所の観測業務を委託して順次航空気象観測所に移行
- 舞鶴海洋気象台の海上気象業務を除く業務の京都地方気象台への移管について検討

その後の改善状況

- 移行について、予算面、技術面等での検討及び関係機関と調整中。調整状況を踏まえ、早ければ25年度から順次空港出張所を航空気象観測所へ移行予定
- 舞鶴海洋気象台の海上気象業務を除く業務を、24年4月1日付けで京都地方気象台に移管

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく
勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】国土交通省 【1回目の回答日】：平成23年5月19日
【勧告日】平成22年9月10日 【2回目の回答日】：平成24年8月6日

1 調査概要

貸切バス事業は、国民に身近な輸送手段として幅広く利用されているが、安全対策が不十分で運転者の過労が原因となった死傷事故も発生。貸切バス事業者からは、運転者の労働時間等を無視した旅行計画を旅行会社等の契約先から一方的に提示される、適正な運賃を収受できないなど安全運行への悪影響が懸念

本調査は、貸切バスの安全運行及び利用者保護に資する観点から、貸切バス事業者における安全確保対策の実施状況、貸切バス事業者と旅行業者等との運送契約の締結状況及び貸切バス事業者に対する指導・監督の実施状況等を調査し、平成22年9月10日、下記のような事項を勧告

この勧告に対する1回目のフォローアップ(平成23年5月)から約1年が経過した平成24年4月29日未明、関越自動車道において、運転者の居眠りによるとみられる高速ツアーバスによる死傷事故が発生

今回、上記の事故も踏まえ、国土交通省により、勧告に対する改善措置として、どのような措置が実施されたのかを公表するもの

2 主な勧告事項及び国土交通省が講じた改善措置状況

(1) 貸切バス事業における安全確保対策の徹底

勧告事項	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政処分の実効性確保及び法令違反行為の抑止力強化 ○ 交替運転者の配置指針の見直し ○ 高速ツアーバス事業者における関係法令遵守の徹底及び自主的な改善の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処分業者の違反内容に係る公表の拡充、告発の方針策定 ○ 高速ツアーバスの夜間運行における配置基準の見直し 運転者1人の上限の運行距離 670 km⇒400 km ○ 事故発生を受けた高速ツアーバスの安全確保対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速ツアーバス運行関係者(バス事業者・旅行業者)の重点監査の実施及び監査結果の公表 ・ 高速ツアーバス運行事業者リストの公表、高速バス表示が「ドライブ」に基づく利用者への安全情報の提供の徹底 等

(2) 旅行業者への指導・監督の強化

勧告事項	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸切バスの発注時における禁止行為等の明示及び法令遵守指導の徹底 ○ 国土交通省本省から観光庁への法令違反に関与した疑いのある旅行業者名等の通知の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅行業者の禁止行為として、安全の確保が不十分な運送サービスを旅行者に提供する行為を旅行業法令に規定 ○ 旅行業者・貸切バス事業者間の契約における書面取引を義務化し、旅行業者の法令違反行為への関与の通知を促進

(3) 収受運賃の適正化等

勧告事項	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 収受運賃の実態把握の実施 ○ 公示運賃の検証 ○ 運賃の適正収受指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸切バスの運送に関する契約における書面取引を義務化し、収受運賃の実態把握及び適正収受指導を実施 ○ 公示運賃の検証については、国土交通省に学識経験者や事業者等で構成するワーキンググループを7月25日に設置し、24年度中に新たな運賃・料金制度の素案を取りまとめる予定

(4) 監査の効率的・効果的な実施

勧告事項	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規許可事業者に対する指導・早期監査の実施の徹底 ○ 自動車事故報告書を端緒とした巡回監査の実施 	<p>効果的な監査の実施を推進するとともに、国土交通省に有識者等で構成する「運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」を設置し、監査の効率的な実施等について検討</p>

「製品の安全対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】消費者庁、経済産業省及び総務省（消防庁） 【1回目の回答日】平成 23 年 8 月 12 日～8 月 23 日
【勧告日】平成 23 年 2 月 1 日 【2回目の回答日】平成 24 年 10 月 17 日～10 月 23 日

1 調査概要

製品による消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図る観点から、関係機関における製品安全対策の実施状況を調査。その結果を踏まえ、平成 23 年 2 月 1 日に消費者庁、経済産業省及び総務省（消防庁）に対して、①製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供、②事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施及び消費者への的確な情報提供等について勧告

今回は、各省庁が講じた改善措置状況について、2回目のフォローアップ結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び各省庁が講じた改善措置状況

(1) 製品事故情報の迅速かつ的確な収集

勧告事項

- 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告について周知・徹底、重大製品事故か否か判断できない場合の運用の明確化等（消費者庁及び経済産業省）
- 消費者安全法に基づく重大事故等について、警察機関及び消防機関から消費者庁に幅広く迅速に通知されるようにすること（消費者庁）
- 重大製品事故の適切な報告の指導（消費者庁）

2回目のフォローアップ結果

- 製品事故報告の徹底、重大製品事故か否か判断できない案件についての迅速な相談等を事業者に対し要請。当該制度を解説したハンドブックを改訂するなど一層の周知を実施（消費者庁及び経済産業省）
- 警察庁及び消防庁に協力を要請した結果、消費者安全法に基づく通知の件数が大幅に増加（消費者庁）
- 報告漏れの事業者を的確に把握し、報告の指導を徹底（消費者庁）

(2) 製品事故の発生原因の迅速な究明

勧告事項

- 独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）における原因究明調査の進行管理の定着及び着実な実施の確保（経済産業省）
- 消防機関と機構との連携及び情報共有のより一層の促進（総務省（消防庁）及び経済産業省）

2回目のフォローアップ結果

- 機構は、リスク評価による優先度付けに応じた調査、調査の進捗管理の徹底等を実施。その結果、調査終了までの日数が短縮（経済産業省）
- 消防機関と機構との連携を図るための会合を引き続き開催する等により、情報共有をより一層促進（総務省（消防庁）及び経済産業省）

(3) 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供

勧告事項

- 原因不明の通知を受けた重大製品事故について、事業者名等を含む事故概要を迅速に公表（消費者庁）
- 消費者安全法の通知を端緒として重大製品事故の発生を知った場合、事業者名等を含む事故概要を迅速かつ適切に公表（消費者庁）

2回目のフォローアップ結果

- 原因不明であっても、なお製品起因が疑われるとして経済産業省から通知された重大製品事故について、原則 5 日以内に事業者名等を公表。リコール製品については、原因究明を待たずに当該情報を公表（消費者庁）
- 事業者への重大製品事故報告の指導等により、事業者名等を含む事故概要を引き続き公表（消費者庁）

(4) 事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施及び消費者への的確な情報提供

勧告事項

- 回収等の事例をより多く示すなど事業者による製品の回収等の実施を促すための取組の推進（経済産業省）
- 製品の回収等に関する情報を一元的に収集し、提供する仕組みの構築（消費者庁）

2回目のフォローアップ結果

- 的確にリコールが実施された事例を取りまとめ、ホームページに掲載。業務方針に従い、事業者の再発防止対策の進捗管理を行い、適時適切に指導（経済産業省）
- リコール情報を一元的に収集し、わかりやすく提供するサイトをホームページにおいて公開（消費者庁）

※勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

食品表示に関する行政評価・監視—監視業務の適正化を中心として—の結果
に基づく勧告に対する改善措置状況（2 回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】消費者庁、農林水産省 【勧告日】平成 22 年 9 月 3 日
【1 回目の回答日】消費者庁：平成 23 年 7 月 11 日、農林水産省：平成 23 年 7 月 15 日
【2 回目の回答日】消費者庁：平成 24 年 11 月 1 日、農林水産省：平成 24 年 10 月 30 日

1 調査概要

近年、食品表示に対する一般消費者の信頼を低下させる事件が頻発していることなどから、食品表示に対する国民の信頼の回復が急務。このような中、食品表示を含めた消費者行政を統一的・一元的に推進するため、平成 21 年 9 月 1 日、内閣府の外局として消費者庁が設置

以上のような状況を踏まえ、関係機関による食品事業者に対する食品表示監視業務の適正化を図るなどの観点から、公正取引委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、18 都道府県等を調査し、下記のような事項について勧告

この勧告に対し、消費者庁及び農林水産省がどのような改善措置を講じたか、2 回目のフォローアップ結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び消費者庁・農林水産省が講じた改善措置状況

(1) 食品表示に関する監視業務の適正化

勧告事項

- 1 立入検査の権限を行使し事実を検証する必要性を考慮し、立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての判断基準を明確化（農林水産省）
- 2 任意調査等は、原則、県域事業者に関しては都道府県が、広域事業者に関しては国が実施するという役割分担を踏まえ、国が県域事業者に対して任意調査等を行う場合は、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に文書で調整し、都道府県を補完する観点から実施（農林水産省）
- 3 疑義情報を把握した場合は、速やかに立入検査等を実施すること（農林水産省）
- 4 改善の現地確認を確実にを行うとともに、これらを点検する仕組みを設けるよう都道府県等を指導し、その結果を確認・点検（消費者庁）



その後の改善措置状況

- 1 国において立入検査が可能な事案については、JAS 法に基づき行う立入検査によることを原則としたことを踏まえ、全て立入検査を実施
- 2 あらかじめ、業態が都道府県域事業者であることを確認した事案の全てについて、都道府県からの協力要請等の事実を文書で明らかにし、都道府県を補完する観点から調査を実施
- 3 疑義情報の把握から改善確認の実施に至るまでの全工程の進行管理を適切に行い、疑義情報の把握から立入検査等までの期間を極力短縮
(7 日以上を要したもの：5 割(調査時)→2 割(24 年 1 月))
- 4 都道府県等に対し、違反事業者からの改善報告の受理後及び違反等の発見後に改善の現地確認を速やかに行うとともに、これらを点検する仕組みを設けるよう指導
(全ての都道府県等で点検を実施していることを確認)

(2) 食品表示監視業務の業務量の検証及びこれに合わせた要員配置の見直し

勧告事項

当省の調査結果を踏まえ、各農政局・事務所の食品表示監視業務の業務量を検証し、各農政局・事務所間の要員の配置を均衡にする中で要員の合理化を図るなど、合理的な要員の配置を図ること（農林水産省）



その後の改善措置状況

平成 23 年 9 月の地方組織の再編に際し、業務実績等を勘案した業務量指標を設定し、地方農政局・地域センターの人員の合理化を図る中で、合理的な人員の配置を実施
(地方農政局等の人員と業務量指標に基づく人員の比率の最大最小比：1.2 倍(24 年))

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

「職員研修施設に関する調査」の結果に基づく勧告に対する
改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】内閣府、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省（12府省）
【勧告日】平成22年12月10日
【1回目の回答日】平成23年8月30日～9月12日
【2回目の回答日】平成24年11月2日～11月19日

1 調査概要

各府省が研修を実施するために設置している施設（以下「研修施設」という。）の運営等は各府省に任されているが、その稼働状況や業務の実施状況等の面で効率化を図る余地があるものがみられることから、国有財産の売却又は有効活用や、施設の効率的な運用を推進する観点から、研修施設の設置状況、研修の実施状況等の調査を実施
調査結果を踏まえ、①研修施設の廃止、縮小等、②効率的な研修の実施の推進、③運営の適正化、④研修施設の運営実態の把握・分析の推進などの課題について勧告
この勧告に対し、各府省が講じた改善措置のその後の改善状況を公表するもの

2 主な勧告事項及び関係府省が講じた改善措置状況

(1) 研修施設の廃止、縮小又は有効活用

勧告事項	その後の改善状況
<ol style="list-style-type: none"> 稼働率が低調となっている研修施設などについて、廃止、縮小又は有効活用（7府省 14 研修施設） 民間施設に宿泊する場合に比べて国費の支出が割高になっている宿泊施設について、廃止、縮小又は有効活用（6府省 14 研修施設） 研修を実施するに当たって必要性の乏しい体育施設について、種類や形状等を踏まえ、廃止、縮小等（7府省 16 研修施設） 	<ol style="list-style-type: none"> 平成23年度末をもって廃止したものが1府省1研修施設。廃止を予定しているものが2府省2研修施設。研修施設の縮小を予定しているものが2府省2研修施設、研修施設の有効活用を図っているものが6府省9研修施設 宿泊施設を廃止したものが2府省7研修施設。廃止を予定しているものが1府省1研修施設。宿泊施設の有効活用等による経費の削減の措置を講じているものが4府省6研修施設 体育施設を廃止したものが4府省9研修施設。廃止を予定しているものが3府省3研修施設。体育施設の有効活用を図っているものが1府省4研修施設 ※ 廃止、縮小等の勧告により、6府省17施設の全部又は一部を処分（予定を含む）⇒ 国有財産台帳価格 51億4,807万円

(2) 効率的な研修の実施の推進

勧告事項	その後の改善状況
<ol style="list-style-type: none"> 業務に直接関係しない内容の研修等の廃止（4府省 11 研修施設 24 研修） 重複した内容の研修、知識を付与するための研修等の実施方法の見直し（3府省 4 研修施設 17 研修） 研修の廃止を含めた抜本的な見直し（1府省 1 研修施設 25 研修） 	<ol style="list-style-type: none"> 指摘した研修は、全て、平成22年度末までに廃止 指摘した研修については、平成23年度実施分から、共通課程の合同実施など、全て、その実施方法等の見直しを実施 研修内容の抜本的な見直しを行い、平成24年度から、研修ニーズに対応した新たな研修体系に基づき実施 本来の設置目的外となっていた特別研修は平成23年度に廃止

(3) 運営の適正化

勧告事項	その後の改善状況
<ol style="list-style-type: none"> 一般競争契約等の競争性の高い契約方式へ移行（2府省 2 研修施設） 研修対象以外の受講者からの研修に要する実費相当分の費用の徴収（3府省 14 研修施設） 	<ol style="list-style-type: none"> 指摘した調達等については、平成23年度から、競争性の高い一般競争入札により契約を締結 実費負担を求めることとしたものが1府省 11 研修施設、実費負担を求める予定のものが1府省 1 研修施設、その他研修施設自体が廃止となるものなどが2府省 2 研修施設

(4) 研修施設の運営実態の把握・分析の推進

勧告事項	その後の改善状況
<p>研修施設の利用及び運営実態を府省全体で把握し、それらの分析結果に基づいて、研修施設のコスト縮減など研修施設の見直し（12府省）</p>	<p>指摘した12府省全てにおいて、所管する研修施設の稼働状況等を統一的に把握する仕組みを整備</p>

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

「ホームページのバリアフリー化の推進に関する調査」の結果に基づく 勧告に対する改善措置状況（2 回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】 全府省 【1 回目の回答日】：平成 23 年 3 月 31 日から 5 月 20 日
【勧告日】 平成 22 年 6 月 29 日 【2 回目の回答日】：平成 24 年 12 月 19 日から 28 日

1 調査概要

インターネット利用者数の増加に伴い、国の行政機関のホームページの利用数（アクセス数）も増加しており、行政機関による情報提供の手段の一つとして、ホームページの果たす役割も拡大

高齢者・障がい者等にとってもホームページは重要な情報収集手段の一つとなっているが、各府省のホームページの中には、その制作に当たり高齢者・障がい者等への配慮が不十分との意見あり

このような状況を踏まえ、各府省におけるホームページのバリアフリー化の推進体制及び対応状況を調査し、各府省の本府省、外局等 33 機関に対して、バリアフリーに対応したホームページの制作を勧告

今回、この勧告に対し、各府省がどのような改善措置を講じたか、その結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び各府省が講じた改善措置状況

勧告事項

各府省は、障害者基本法及び電子政府推進計画に基づき、ホームページの企画、設計、開発、制作、検証、保守及び運用までの各段階において、日本工業規格（JIS X 8341-3）の必須項目から優先的にバリアフリー化を進めるなど、ホームページのバリアフリー化にしっかり対応する必要がある。

(1) ホームページの企画・制作等の各段階におけるバリアフリー化への配慮状況

主な指摘事項

調査 33 機関のうち、25 機関において、ホームページのバリアフリー化への配慮が不十分なものあり

- ① ホームページ制作者に JIS X 8341-3 への対応を求めている
- ② チェックツール等で確認・検証を行っていない 等

回答

25 機関全てにおいて、バリアフリー化への配慮について改善措置済み又は今後改善措置予定

- ① 未対応 11 機関のうち、ホームページ作成の発注の機会があったものなど 9 機関が改善済み
- ② 未対応 17 機関のうち、コンテンツの追加・更新の機会があったものなど 12 機関が改善済み

(2) 各府省のホームページの JIS X 8341-3 への対応状況の概要

JIS X 8341-3 の必須項目の 1 つ以上に対応していないもの 1,329 ページのうち、1,056 ページ（79%）に改善措置を実施済み

ア 色のみ依存しないウェブコンテンツの作成

主な指摘事項

- 色のみ依存した情報提供を行っているため、色覚障がい者等が理解しにくいものあり

回答

- 指摘した 10 機関のウェブページ 18 ページ全て（100%）が、色以外による情報提供を行うなどの改善措置を実施

イ リンク画像に対する代替テキストを適切に設定したウェブコンテンツの作成

主な指摘事項

- 音声読み上げソフトが認識できるように見出しが設定されていないため、効率的に読み上げられないものあり

回答

- 指摘した 29 機関 331 ページのうち、28 機関 304 ページ（92%）に見出しを設定するなど、音声読み上げソフトが認識できるよう改善措置を実施

ウ 単語の途中で空白又は改行を挿入しないウェブコンテンツの作成

主な指摘事項

- 単語又は文書の途中で空白（スペース）が挿入されているため、音声読み上げソフトで正しく読み上げられないものあり

回答

- 指摘した 22 機関 66 ページのうち、20 機関 59 ページ（89%）に音声読み上げソフトで正しく読み上げられるよう改善措置を実施。残る 7 ページについても、今後改善予定

※上記事例は、JIS X 8341-3 への対応状況のうち、主要なものの例示である。

バイオマスの利活用に関する政策評価の結果に基づく勧告に伴う 政策への反映状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
【勧告日】平成23年2月15日 【回答日】平成23年11月24日～12月9日
【2回目の回答日】平成25年5月27日～6月7日

1 調査概要

総務省は、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月27日閣議決定。以下「総合戦略」という。）
(注)に基づき総合的かつ計画的に推進することとされているバイオマスの利活用に関する政策について、
関係府省の各種施策・事業が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施

(注) 現在は、「バイオマス活用推進基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）に基づき施策を実施

総合戦略の策定以降、バイオマス利活用施設の設置数の増加など、バイオマスを利用するための環境
が整備されつつあり、総合戦略に基づく政策が一定の役割

他方、i) 政策全体のコスト、ii) バイオマス関連事業の効果（アウトカム）、iii) バイオマスタウン構
想の進捗状況、iv) バイオマス関連施設におけるCO₂削減効果等、政策の有効性や効率性を検証するた
めのデータが十分把握されていなかったこと等が明らかとなり、関係省に対し、下記のような事項について
勧告

この勧告に対し、1回目のフォローアップ以降、関係省がどのような政策への反映を講じたか、その結
果を公表するもの

2 主な勧告事項及び関係省が講じた政策への反映状況

① 政策のコストや効果の把握

勧告事項（関係6省）

バイオマスの利活用に関する政策のコストや
効果を的確に把握し、必要な見直しを行うこと。

回答

バイオマス施策の効果について、バイオマス種類ごとの
利用率、都道府県・市町村バイオマス活用推進計画の策定
状況等を取りまとめて、公表した。今後、毎年度、調査・
公表するとともに、総合的な施策の効果等の点検を行い、
平成27年度に「バイオマス活用推進基本計画」の中間見直
しを実施する。個別の施策の効果等については、毎年度、
各省における政策評価の中で把握していく。

② バイオマスタウンの効果の検証及び計画の実現性の確保

勧告事項（関係6省）

市町村等が各地域の取組を統一的な基準で評
価し、計画の見直しや取組の改善を図ることがで
きる仕組みを構築する等、計画の実現性を確保す
る取組を実施すること。

回答

市町村等が計画の見直しや取組の改善を図ることがで
きるよう、バイオマス利活用の取組効果の把握・評価方法、
中間・事後評価の方法などを盛り込んだ「都道府県・市町
村バイオマス活用推進計画作成の手引き」を作成し、地方
公共団体等に説明を実施した。

③ バイオマスの利活用によるCO₂削減効果の明確化

勧告事項（農水省、経産省、国交省、環境省）

- 1 バイオマスの利活用におけるCO₂の削減効
果について、LCA手法を早期に確立するよう
努めること。
- 2 施設導入に係る補助事業の交付決定時に、C
O₂収支や、国費とCO₂削減効果との費用対
効果等に係る審査事項を盛り込むこと。

回答

関係省が連携し、バイオマスの利活用における温室効果
ガス削減効果の把握手法等を検討し、可能なものについ
ては、温室効果ガス削減効果について補助金の交付決定時
の審査事項に盛り込む等の措置を実施した。

※ 政策評価の要旨及び評価書は、総務省ホームページに掲載しています。

「食品流通対策に関する行政評価・監視－食品の流通部門の構造改善に係る事業を中心として－」
の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】農林水産省 【勧告日】農林水産省：平成 23 年 7 月 29 日
【一回目の回答日】平成 24 年 3 月 15 日
【二回目の回答日】平成 25 年 6 月 6 日

1 調査概要

食品の流通部門は、食品を安定的かつ効率的に消費者に供給するという重要な役割

しかし、我が国の食品流通部門は長らく高コスト構造にあると言われており、このため、農林水産省は、食品の流通部門の構造改善を促進する観点から、食品流通構造改善促進法（平成 3 年法律第 59 号）に基づき策定した基本方針等に基づき、卸売市場改革の推進、農林水産業と食品産業との連携の強化等、各種の施策・事業を実施

本行政評価・監視は、これらの農林水産省の食品流通対策に係る施策・事業について、効果的かつ効率的な実施を確保する観点から、実態を調査し、下記のような事項を勧告

この勧告に対し、農林水産省がどのような改善措置を講じたか、2回目のフォローアップ結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び農林水産省が講じた改善措置状況

(1) 卸売市場改革の一層の推進

勧告事項

- 1 中央卸売市場の再編基準に該当した市場について、該当状況を把握・公表。該当市場に対応措置を報告させ、当該措置が不十分な場合は、必要に応じて中央卸売市場整備計画に盛り込むなど、再編に向けた指導を実施
- 2 中央卸売市場における卸売業者等の負担軽減を図る観点から、取引の実態を把握・分析し、その結果を踏まえ、申請手続等に係る規制の見直しを実施



2回目のフォローアップ結果

- 1 平成 23 年 11 月及び 24 年 11 月に再編基準の該当状況を調査し、該当した市場を公表。該当市場においては、地方卸売市場への転換や、経営展望計画に基づき市場の活性化を図るなどの対応措置を実施
- 2 中央卸売市場開設者に対し、各市場における申請手続等に係る規制の見直しを指導。この結果、44 開設者中 20 開設者が届出義務の一部廃止などを実施、4 開設者が認可手続中、14 開設者が平成 25 年度に簡素化を図る予定

(2) 食品の流通部門の構造改善に係る事業の効果的・効率的な取組の推進

勧告事項

- 1 食品産業競争力強化対策事業^(注)について、事業実施主体における補助事業の実施状況及びその効果を的確に把握。その結果を踏まえ、事業実施主体に対し、効果が発現するよう事業実施時及び実施後に必要な指導を徹底
(注) 現在、新商品開発・販路開拓支援事業として実施
- 2 加工・業務用野菜の安定供給について、実証試験を実施した地区における実施後の状況や課題を把握し、その結果に基づき、栽培技術等を普及



2回目のフォローアップ結果

- 1 事業実施主体に対し、事業実績が目標に達しない原因を確認し、販路の開拓や安定供給が可能な仕入れ先の確保等を指導
定期的なフォローアップを行えるよう、事業成果状況報告の回数を増やすとともに、事業の事前審査及び事業実施後の指導に関するマニュアルを策定し、指導を徹底
- 2 栽培実証地区に係るヒアリング調査等の結果を基に、省力化、生産性向上などに取り組んだ産地のその後の状況、課題を取りまとめ、これを踏まえ、実証試験を活用した加工・業務用野菜の安定供給への取組について周知

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視」のフォローアップ結果(概要)

(勧告日:平成24年2月 勧告先:国土交通省、厚生労働省)

1 調査の背景

・社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備
・現在、老朽化が急速に進行

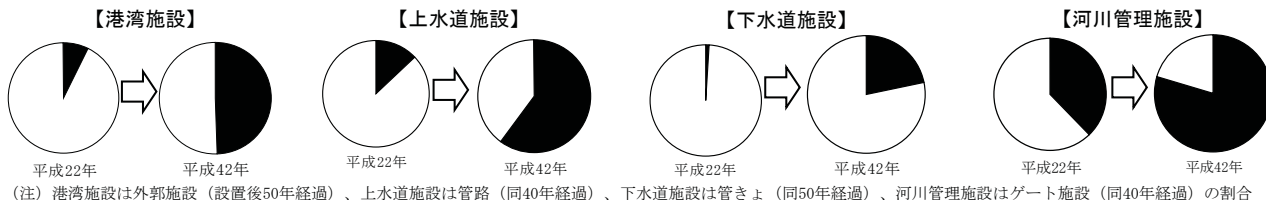
・国・地方を通じて厳しい財政状況
・施設の効率的・計画的な維持管理・更新が重要な課題

社会資本の効率的・計画的な維持管理・更新のため長寿命化対策を推進

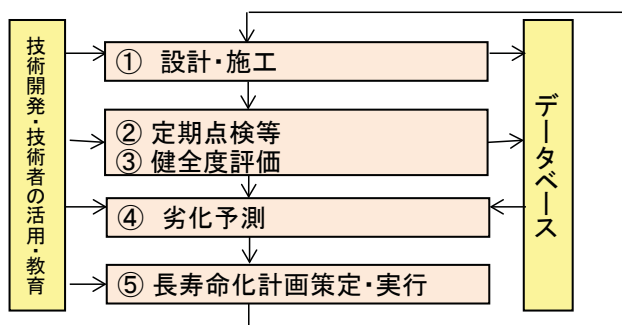
2 調査の概要

・対象施設:社会資本のうち、「港湾施設」、「空港施設」、「上水道施設」、「下水道施設」及び「河川管理施設」
・調査事項:①法令台帳等の整備、②点検・補修等の実施、③長寿命化計画の策定等の実施状況

施設の老朽化の現状

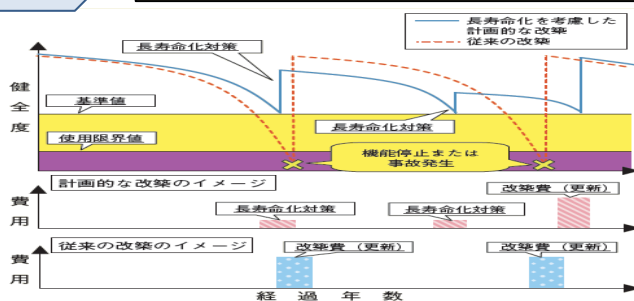


3 長寿命化対策の概要



効果

①施設の安全性・信頼性の確保
②ライフサイクルコスト(LCC)の縮減、
③更新時期の平準化(予算の平準化)等



4 勧告に基づく改善措置状況の概要

【制度の概要及び主な調査結果】

【主な勧告(H24.2)及び改善措置状況(H25.11)】

① 施設の管理者等は、施設の現状等を把握するため、法令等に基づく台帳等を整備

台帳等の整備が不十分

【港湾】17港湾管理者のうち一部未記載10
【空港】9空港(国管理)のうち一部未記載2
【下水道】19市町のうち問題あり9(未整備1、整備不十分8)
【河川】19河川事務所(国)のうち一部未記載1。12土木事務所(都道府県)のうち問題あり7(未整備1、一部未記載6)

② 施設の管理者等は、法令・マニュアル等に基づき、定期点検、補修等を実施

定期点検、点検結果等に基づく必要な補修が不十分

【港湾】18港湾のうち定期点検未実施13。点検結果に基づく補修未実施約64%
【空港】19空港(国管理9、地方管理10)のうち定期点検不十分8(国管理5、地方管理3)
【上水道】19市のうち点検調査未実施4、管路の機能診断未実施9
【下水道】19市町のうち点検調査未実施6
【河川】19河川事務所のうち定期点検未実施6。13河川事務所において補修未実施34.5%。16土木事務所のうち定期点検未実施10

③ 施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化等を図るため計画等の策定及び効果の把握・検証を実施

長寿命化計画等の策定、効果の把握・検証が不十分

【港湾】国有港湾施設の計画策定対象施設のうち計画策定41.0%。計画策定による効果の把握未実施
【空港】19空港において計画策定なし。予防保全的な維持管理導入による効果の把握・検証なし
【上水道】19市のうちマクロマネジメント実施14。地域水道ビジョン策定16市のうちマクロマネジメント結果反映3
【下水道】19市町のうち計画策定5
【河川】国が管理する河川管理施設の計画策定なし。16都道府県のうち計画策定9

・法令等に基づく台帳等の整備の徹底

・国の施設について法令に基づく台帳等を整備済み【空港、河川】
・地方公共団体に対し台帳等の適切な整備を要請【港湾、下水道、河川】

・施設の定期点検・補修等の適切な実施

・国の施設について定期点検・補修等を適切に実施【空港、河川】
・地方公共団体に対し、施設の総点検の実施を要請【港湾、下水道】
講習会の開催などによる技術的支援を実施【港湾、上水道、下水道】

・長寿命化計画策定の早期策定
・計画策定による効果の算定方法を検討
・計画策定による効果的な事例の提供などの支援を実施

・国の施設について計画策定(H22年度0%→24年度30%)【河川】
・計画策定による効果の算出方法を確立・運用【港湾、空港】
・地方公共団体に対し講習会の開催、情報提供など計画策定に向けた支援を実施【上水道、下水道】

市町村による下水道長寿命化計画策定(H23年度19.5%→24年度34.8%)

「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」の勧告に対するその後の改善措置状況

【勧告先】内閣府、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
 【勧告日】平成 23 年 10 月 14 日
 【一回目の回答日】平成 24 年 6 月 29 日～24 年 7 月 30 日
 【二回目の回答日】平成 26 年 3 月 20 日～26 年 3 月 26 日
 （改善措置状況は平成 26 年 1 月 31 日現在のもの）

主な勧告事項（調査結果）

主な改善措置状況

1 手数料等の適正化の推進

- ① 手数料等の妥当性を検証できる積算資料がないものについて、改めて妥当性を検証 (171 事業)
- ② 実費より高く積算しているなど手数料等の設定が不適切となっているものについて、速やかな見直し (51 事業)
 - ・ 手数料等の積算が実費よりも高くなっているもの
 - ・ 毎年、収入超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、手数料等の額を据え置いているもの
 等
- ③ 手数料等の積算根拠について公開を徹底 (643 事業)
 - ・ 制度所管府省及び事業の実施法人はインターネットにおいて、手数料等の積算根拠を公開すること

- ① 妥当性を検証したものが 165 事業、平成 26 年度末までに検証予定のものが 5 事業
 ※ 「主な勧告事項（調査結果）」と「主な改善措置状況」における事業数の差は、検査実施機関における検査事業の廃止によるもの
- ② 見直しを行ったものが 44 事業、平成 26 年度末までに見直し予定などのものが 7 事業
- ③ 積算根拠を公開したものが 430 事業、平成 26 年度末までに公開予定などのものが 211 事業
 ※ 「主な勧告事項（調査結果）」と「主な改善措置状況」における事業数の差は、検査実施機関における検査事業の廃止によるもの



2 会計処理の適正化の推進

- ① 事業の収支均衡を図り、手数料等の適正水準を確保するための区分経理の適切な実施 (147 事業)
- ② 財務諸表及び事務・事業の実施に係る収支状況のインターネットでの適切な公開 (260 事業)
 - ※ 260 事業のうち 7 事業については、勧告前に自主的に改善されたため勧告で指摘せず

- ① 区分経理を実施したものが 75 事業、実施予定のものが 72 事業
- ② 財務諸表、検査料等支出明細書等を公開したものが 234 事業、平成 26 年度末までに公開予定などのものが 19 事業



3 申請手続の負担軽減等の推進

- ① 不必要な資料の提出を求めているなど申請手続が不適切となっているものについて、見直し (18 事業)
 - ・ 更新検査等の受検申請に際して、過去に提出した書類と同一のものを再度提出させているなど、改めて書類の提出を求めないようにする余地があるもの
 - ・ 受験申請等に際して、申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする余地があるもの
 等
- ② 資格取得要件等が不適切となっているものについて、見直し (15 事業)
 - ・ 講習の受講頻度やその在り方を見直す必要があるとみられるもの
 - ・ 資格取得のための試験又は講習において、関連する他の資格を取得する際に既に修得している科目と共通する科目について、受験等が免除されていないもの
 等
- ③ 的確な情報提供など利用者への配慮の徹底 (50 事業)
 - ・ 受講者の技能等を考慮して受講科目を免除しているが、免除により、受講カリキュラムに大きな空きが生じ、特に遠方からの受講者に不要な滞在費の出費などの負担が発生し、受講者への配慮に欠けているもの
 - ・ 試験問題及び解答について、インターネットによる無償の公開が可能であると考えられるにもかかわらず、全く公開していないもの、有償で公開しているものなど不十分な公開状況となっているもの
 等

- ① 見直しを行ったものが 13 事業、見直し予定などのものが 5 事業
- ② 見直しを行ったものが 11 事業、見直し予定などのものが 4 事業
- ③ 見直しを行ったものが 41 事業、見直し予定のものが 9 事業



4 指導監督の徹底

- 公益法人に対する立入検査の適切な実施

- 指摘した 38 法人のうち、立入検査を行ったものが 26 法人、今後行う予定のものが 12 法人



<参考>手数料引下げ効果

年間総額 約 7 億円
 主な例 特定計量器の検定：約 1.8 億円 社会福祉士試験：約 1.2 億円 等
 （平成 24 年 4 月から 25 年 8 月までの引下げについて総務省が試算したもの。自主的な見直しによる検査検定等の手数料の引下げを含む。）